

地方独立行政法人静岡県立病院機構奨学寄附金審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は地方独立行政法人静岡県立病院機構寄附金等審査会規程第3条第2項に定める奨学寄附金審査委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本部

- ア 本部事務部に勤務する職員の中から本部事務部長が指名する職員
- イ 機構外の学識経験者又は一般を代表する者で本部事務部長が委嘱する職員

(2) 病院

- ア 病院に勤務する職員の中から各病院の長が指名する職員
- イ 機構外の学識経験者又は一般を代表する者で各病院の長が委嘱する職員

2 委員会に委員長をおき、本部事務部にあっては本部事務部長、病院にあっては各病院の長が指名する職員をもって充てる。

3 委員会の設置については、同条に掲げる要件を満たした既存の委員会等をもって代えることができる。

(審査事項)

第3条 委員会は、次について審査する。

- (1) 奨学寄附金の研究代表者及びその他の研究者（以下「研究代表者等」という。）
- (2) 研究計画
- (3) 研究代表者等の執行限度額
- (4) 研究成果
- (5) その他

(研究代表者等)

第4条 研究代表者等は、当該奨学寄附金の寄附者が関連する薬品、診療材料、器械備品等の選定委員会等の審査に参加することができない。

(研究代表者等の執行限度額)

第5条 研究代表者等は、奨学寄附金による研究資金のうち、一般管理費を差し引いた額を当該研究に執行することができる。

なお、一般管理費とは奨学寄附金に係る研究の遂行に必要となる建物管理、光熱水費及び事務的経費等のことをいい、受け入れた奨学寄附金額に100分の10から100分の30を乗じて得られた額の範囲内とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めのない事項について必要がある場合は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。